

令和4年度以降の成人式のあり方について

令和4年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、成年年齢が18歳に引き下げることにもない、令和4年度以降の成人式等のあり方を、次のとおり決定しました。

1 対象年齢と実施時期

対象年齢は「20歳」、実施時期は「成人の日を含む3連休」とする。

(理由)

市民意識調査等の結果、①飲酒や喫煙が解禁となること、②民法の成年年齢と成人式の年齢を必ずしも一致させる必要はないこと、③就職活動や受験等の影響が少なく集まりやすいことなどから、現行と同じく、対象年齢は「20歳」にすべきとの意見が多数を占めた。

長崎市としても、①市全体で対象者をお祝いするために多くの対象者が集まりやすい環境を整える必要があること、②飲酒や喫煙が解禁される20歳という年齢は大学生や社会人として一定の社会経験を積むことにより「おとな」としての義務と責任の自覚が深まることが期待されること、加えて、③高校卒業後、一度長崎を離れた者がふるさと長崎を顧みる絶好の機会となることなどを勘案すると、対象年齢は「20歳」が望ましいと判断したもの。

また、実施時期については対象年齢が変わらないことから、現在も対象者が集まりやすい実施時期として設定している「成人の日を含む3連休」を変更する必要がないと判断したもの。

2 開催趣旨

現 行	新成人としての新しい門出を市全体で祝福し、成人としての義務と責任を自覚してもらうとともに、新成人の交流を深め、郷土を誇りに思う心をはぐくむことをねらいとして実施する。
令和4年度以降	<u>20歳の節目</u> を市全体で祝福し、 <u>おとな</u> としての義務と責任を改めて自覚してもらうとともに、 <u>20歳同士</u> の交流を深め、郷土を誇りに思う心をはぐくむことをねらいとして実施する。

3 式の名称

「成人式」の名称を変更して「二十歳のつどい」とする。

(理由)

民法が規定する「成年年齢」と国民の祝日に関する法律が規定する「成人の日」の関係を見ると、国民の祝日に関する法律第2条において、成人の日は「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日と定められているが、この「おとな」の年齢については、明確な定義が設けられておらず、民法の成年年齢と必ずしも一致するものではないとされている。

しかしながら、民法の「成年年齢」と成人の日の「おとな」については、一般的には同じ意味で認識されているので、成年年齢が18歳に引き下げられた後に、成人式の対象を20歳とするのであれば、その名称を別にした方が違和感は少ないため。